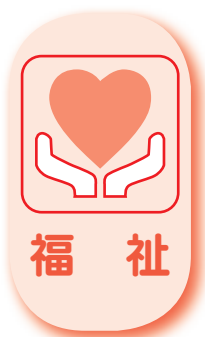


情報ひろば



「より良い介護のために」 シンポジウム

対 介護に関心のある人 **時** 6月5日(土) 13:00～16:00 **所** ささんか会館5階大会議室 **容** ▼基調講演「医療・看護・介護の連携で安心の介護を」 講師：田中紀章さん(市立病院院長) ▼シンポジウム「医療・看護・介護の連携」 **料** 無料

問 家族介護者の集いスマイル・スマイル事務局(鳥取中央地域包括支援センター)

家族介護教室 (鳥取・国府・福部地域)

対 家族介護者や介護に関心のある人 **所** ささんか会館3階(第2回のみ1階) **料** 450円(調理実習材料費) **員** 30人(申し込み順) **募** 6月24日(木)までに **※電話・ファクシミリでも可** **容** 1回2時間程度、全4回(希望の教室のみ参加可)

第1回	
日時	7/8(木) 13:30～16:00
内容	高齢者がかかりやすい病気と健康管理、介護保険サービスの利用の手続きなど

第2回	
日時	7/15(木) 9:30～12:30
内容	介護食の講義と調理実習

第3回	
日時	7/29(木) 13:30～16:00
内容	介護技術の実技 ① 移乗・移動時の介護方法 ② 排泄時の介助 など □ 口腔ケア・□ の体操

第4回	
日時	8/5(木) 13:30～16:00
内容	認知症の理解と対応について、介護者の腰痛・肩こり予防体操

問 鳥取中央地域包括支援センター
TEL 0857-20-3456
FAX 0857-20-3404
国府・福部町総合支所市民福祉課
(16ページ)

高齢者・障がい者用 居室改築などの貸し付け

対 ▼60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人▼身体障害者手帳1～4級・療育手帳Aを所持している人またはその人と同居している人 **容** 高齢者・障がい者の専用居室、浴室、台所、トイレ、

廊下などの増改築 **額** 50万～250万円、金利0.5割(変動する場合あり)で、償還期間は10年以内(貸付額に応じて変動) **※連帯保証人が2人必要。工事中工前に申請が必要**

問 ▼高齢者・市役所駅南庁舎高齢社会課
TEL 0857-20-3453

▼障がい者：市役所駅南庁舎生活福祉課
TEL 0857-20-3475

応急軽度家事援助事業

容 本人または介護者のケガや病気などで一時的な生活支援が必要となり暮らしの高齢者などに、家事援助員を派遣し、炊事・洗濯・掃除など簡単な日常生活を援助

対 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など **料** 80円/30分(1カ月11時間以内)

問 市役所駅南庁舎高齢社会課
TEL 0857-20-3453

各総合支所市民福祉課(16ページ)

はり・きゅうり・ マッサージ費の助成

対 所得税および市民税非課税で、次のいずれかに該当する人①70歳以上の②65歳以上で後期高齢者医療被保険者 **額** 1回あたり千

円以内の助成券(有効期限：平成23年5月31日)を発行 **※利用は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」により免許を取得し、鳥取県鍼灸マッサージ師会、鳥取県鍼灸師会および日本あん摩マッサージ指圧師会鳥取県支部に加盟している治療院(所)などに限る(年12回以内)**

持 健康保険証など本人確認ができるもの **受** 6月1日(火)から

※7月以降は、申請月により年間の利用回数が少なくなります。

問 市役所駅南庁舎保険年金課
TEL 0857-20-3487

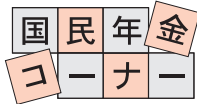
各総合支所市民福祉課(16ページ)

統合失調症患者家族教室

容 統合失調症などの心の病気や障がいについて理解を深め、適切に精神保健福祉制度が活用されるよう家族同士で情報交換や交流を行う(医師による講話、施設見学など) **対** 統合失調症で治療中の人がいる家族 **員** 10人程度 **料** 無料 **時** 6月15日(火)、29日(火)、7月13日(火)、27日(火)、8月3日(火) 10:00～12:00 **所** さわか会館(富安二丁目)

問 市役所駅南庁舎生活福祉課
TEL 0857-20-3474

保険料免除の申請は 7月から受け付けます！



◆免除制度

免除の期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。同一年度内であれば年度当初の7月にさかのぼって申請を受け付けます（年金保険料を納付済みの場合は除く）。希望する人は早めに申請してください。

すでに全額免除・若年者納付猶予を受け、継続審査を希望している人は、年度替わりの再申請は不要です。
※4分の3・半額・4分の1免除および退職特例による免除該当者は再申請が必要です。

◆若年者納付猶予

同居している世帯主の収入が多いため免除を受けられない若年加入者（30歳未満）のために、若年者納付猶予制度があります。この制度は免除ではないため、10年以内に追納しないと猶予期間に相当する年金額はまったく受給できません。

※老齢基礎年金、障害基礎年金などの受給資格期間には算入されます。

◆追納制度

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。将来、十分な年金を受け取るためにも追納をお勧めします。追納の申し込みは鳥取年金事務所まで。

※3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算金がかかります。

問い合わせ先 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3484

「地域づくり懇談会」の開催について

市民と市長が地域の課題や地域づくりなどについて話し合います。市民と行政が共に助け合い地域の身近な課題を解決し、安心して暮らせる地域社会を築くためにも多くの参加をお願いします。

とき 19:00～20:30

ところ 各地区公民館

【鳥取地域】 倉田地区 6月30日（水）

他の地区は、7月から10月頃までに実施する予定です。日程などは市報でお知らせします。

【新市域】 主に10月上旬から11月に実施予定です。日程などは総合支所だよりでお知らせします。

問い合わせ先 市役所本庁舎協働推進課 ☎ 0857-20-3181



「強小」「闘志」をスローガンに、Jリーグ昇格に向けて2010年を戦うガイナレ鳥取を、スタジアムで一緒に応援しましょう！ ※とりぎんバードスタジアムで行われる試合を紹介します。

とき	対戦相手
6月19日（土）17:00～	ツエーゲン金沢
7月3日（土）19:00～	V・ファーレン長崎
7月17日（土）19:00～	佐川印刷 SC

問い合わせ先 市役所第2庁舎体育課 ☎ 0857-20-3371

凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法
所=場所 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など
料=料金 受=受付 案=条件 持=持参するもの
問=問い合わせ先

特別医療費受給資格証（青色）の更新

現在受給資格証をお持ちの人の次の対象者には特別医療費受給資格証を郵送します。特別医療費助成制度は医療保険で医療を受けた場合に、自己負担分を助成する制度です。健康保険証の記載内容に変更があった人は届け出をお願いします。

【重度心身など】 障害がいのある本人の平成21年中の年間所得額が159万5千円未満の人（扶養人数が0人の場合。扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算）

で、以下のいずれかに該当する人
▽身体障害者手帳1・2級をお持ちの人
▽療育手帳に特別医療該当と記載されている人
▽精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人

【ひとり親家庭】 平成21年の所得税が非課税の世帯で、ひとり親家庭の親子 ※子が18歳に達する年度末まで

▽申請が必要な人
▽これまで一度も受給したこと

がなかった人（受付期間7月1日（木）～平成21年中の所得の申告がなかった人（受付期間6月21日（月）～25日（金））

※資格開始日は、申請された月の初日から
持親・子の健康保険証、印鑑

障がい者住宅改良費の助成

平成21年中の所得を証明するもの（所得課税証明書） ※平成22年1月2日以降に転入された人のみ
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3486
各総合支所市民福祉課（16ページ）

①日常生活用具の給付（住宅改修）…下肢機能障がい、体幹機能障がい、脳原性移動機能障がい
②障がい者住宅改良費の助成…身体障害者手帳1・2級または①の対象者、療育手帳Aの所持者で①の対象者または同じ住所の人が

市民税非課税の人 ※①・②は併用可、高齢者住宅改修費の助成に該当する場合は除く
①便器の取り替え、手すり、スロープの設置などの小規模なもの
②居室、浴室、便所、玄関、廊下およびホームエレベーターの設置など
※新築・増築の場合は対象外

①日常生活用具給付対象経費（上限20万円）の9割（上限18万円）
②障がい者住宅改良助成対象経費の2分の1（上限40万円） ※工事着工前に申請が必要
市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎ 0857-20-3475
各総合支所市民福祉課（16ページ）